

○海上自衛官の上陸等に関する達の改正の趣旨及び運用上の留意事項について（通達）

平成2年4月26日

海幕人第2138号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

海上自衛官の上陸等に関する達の改正の趣旨及び運用上の留意事項について（通達）

標記について、下記のとおりであるので、その趣旨を十分に理解の上、達の適正な運用について留意されたい。

記

1 改正の趣旨

今回の改正に当たっては、艦・部隊の保安態勢を保持しつつ、隊員の処遇を改善し、部隊の実情にあつた柔軟な運用が可能となる制度とすることを主眼とした。

2 運用上の留意事項

(1) 第4条（平日の上陸等）

ア 船舶内に居住する海上自衛官の上陸

艦艇の行動は、艦種及び部隊の任務により多様であり、また、停泊中の日常業務及び保安並びに規律の維持に必要な員数（以下「最低所要員数」という。）も大幅に異なる。

例えば、各艦ごとの最低所要員数を算出した場合、上陸可能員数は護衛艦隊所属の護衛艦は6分の5から5分の4、地方隊所属の護衛艦及び掃海隊群所属の掃海艇は5分の4から4分の3、魚雷艇はおおむね3分の2という状況にあつた。また、護衛艦隊所属の護衛艦は長期訓練が多いため、地方隊の艦艇に比べて家族が居住する、或いは、下宿のある定係港に在泊する期間が少ない。このため、護衛艦隊所属の艦艇乗組員は、年間を通じて上陸回数が少ない状況にある。

従前の上陸標準は、乗員数が少なく最低所要員数の占める割合が高い小型艦（上陸可能員数が3分の2から4分の3以内の魚雷艇、掃海艇等）を基準として一律に定めていたが、乗員数が多い護衛艦隊所属の護衛艦にこの標準を当てはめた場合、最低所要員数以上に多くの乗員を艦内に拘束するという不合理な結果となつている。

以上のことから、これら艦艇の行動及び乗員数の差異等による上陸機会の格差を、是正する必要があつた。

本達の改正に当たっては、上陸に関し極力不均衡が生じないよう護衛艦隊の大勢を占める護衛艦（DD）を基準として算出した最低所要員数を根拠とし、現在員の5分の4以内を最大の上陸枠として定めている。

一方、達別表第2に掲げる部隊等の長（以下「部隊等の長」という。）は、艦艇の最低所要員数及び充足率を考慮した場合、4分の3から3分の2以内程度の上陸標準とならざるを得ないという状態も生じるということを認識して、上陸の細部基準を定める必要がある。

イ 営舎内に居住する海上自衛官の外出

陸上・航空部隊の任務、規模及び堂内者の員数はそれぞれ異なることから、一律に2分の1以内の外出標準を適用することは、一部の部隊で困難となつている。また、所要の当直員以外で拘束を受け外出を制限されていた堂内者の処遇を改善する必要がある。

以上のことから、部隊の現状に即した運用の余地を広げるため、陸上・航空部隊の一律の

外出標準を削除し、「所属長は、日常業務及び保安並びに規律の維持に支障のない限り、所要の当直員以外の者に対し、外出を許可するものとする。」と定めている。

ウ 階級別の上陸標準の規定の削除

艦種及び各部隊の任務により、海曹士の定員及び充足率が、大幅に異なること及び達制定時に比較し海曹及び海士の定員が大幅に変化していること等、従前の階級別の上陸標準が現状にそぐわない状況において、達で一律に規定することは、各種の不具合を生じる原因となることから本規定を削除し、第6条の規定に基づき、部隊等の長が、「配員の状況等（階級構成を含む。）」を考慮した上陸等の細部基準を定めるものとした。

エ 2等海士の上陸等

(ア) 2等海士の上陸等は、若年隊員の勤務環境の改善を図るため、従来のように一律に外泊を制限するのではなく、所属長の裁量の範囲を拡大し、所属長所定により、1等海士以上と同様に翌日の課業開始時までの15分前までに上陸の時間を延長したが、「別に示す場合」にあつては、夕食後から当日の23時までとすることができる。と定めている。

「別に示す場合」とは、初任海士特別教育期間中の者、特に生活指導を必要とする者及び艦艇部隊の場合は、出港の前日又は定係港以外の帰港地に在泊している場合等並びに陸上・航空部隊の場合は、諸訓練等のため必要な場合等をいう。

(イ) 今回の改正により、2等海士の上陸等の緩和により、外泊の機会が増えることになる。これは、あくまで隊員が厳しい勤務から離れた後に、上陸等の時間を極力長く活用し、十分な休養を取り、より一層勤務意欲を向上すること等をねらいとするものである。所属長は、この趣旨を隊員に徹底するとともに、2等海士の大半は未成年者であることから、不測の事故等を起こすことのないよう、より一層若年隊員に対するきめ細かな指導を行う必要がある。

(2) 第6条（上陸等の細部基準）

各部隊の特性を重視するとともに、部隊の現状に即した運用の余地を広げるため、上陸等の細部基準の制定を、部隊等の長に委譲するものである。

具体的に部隊等の長は、隷下部隊の隊務（部隊の任務及び特性）、配員の状況等（職域、特技、階級構成及び充足率等）を考慮し、下記の事項を制定する。

ア 船舶内に居住する海上自衛官の上陸

(ア) 護衛艦隊司令官、潜水艦隊司令官等は各タイプ別の任務及び特性並びに最低所要員数、階級等を考慮した上陸の細部基準を定める。

(イ) 地方隊等所属の艦艇については、前(ア)で定めた上陸基準を参考とし、部隊等の長が、上陸の細部基準を定める。

イ 営舎内に居住する海上自衛官の外出

部隊等の長は、部隊の任務及び特性並びに所要の当直員を考慮し、外出の細部基準を定める。